

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果

(障害者(児)施設・事業所)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人コミュニティケア街ねっと
所 在 地	〒263-0051 千葉県千葉市稲毛区園生町1107-7
評価実施期間	令和2年9月10日～令和3年 2月 3日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	児童発達支援こゑ ジドウハッタツシエンコエ		
所 在 地	〒270-0021 千葉県松戸市小金原九丁目2の3		
交通手段	千代田線北小金駅下車バスで若芝西バス停下車すぐ 武蔵野線新八柱駅下車・新京成線八柱駅下車バスで若芝西バス停下車すぐ		
電 話	047-710-2223	F A X	047-703-7431
ホームページ	48koe.org		
経 営 法 人	特定非営利活動法人わのこゑ トクテイヒエイリカツドウホウジンワノコエ		
開設年月日	平成29年4月26日		
事業所番号	1252400633	指定年月日	2017/12/1
	<p>・障害児通所支援児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス事業</p> <p>児童の成長は極めて早く、1日たりとも療育を休むことはできません。特に就学前に会話をと願う家族は極めて多く、そのニーズは非常に根強いものがあります。このニーズに応え、児童が声を出し元気に会話できる様に支援すること。それが当施設の最大の特徴です。</p> <p>会話できないだけで障害の診断を受けたり、願わないのに特別支援コースと決められることに違和感を感じます。障害の診断と会話は別の事柄です。多くの児童が当施設の訓練で会話できるようになりました。お子さんの成長に即した支援は待ったなしです。障害の診断をされた児童も立派に会話し、普通幼稚園小学校に進んでいます。</p> <p>子育ての中で、新型コロナの関係により、直接施設に通えない児童も増えてきています。この課題を解決する為に新しいサービスとして発声・会話支援をリモートで行なっています。この0歳児からのリモート療育は、当施設独自のノウハウが生かされており、具体的に成果を上げています。</p> <p>今後、より多くの児童を対象とした全国的な規模での発声療育を広め、誰もが元気に会話できる子育て環境の充実を進めていきたいと思っております。</p>		

(2) サービス内容

サービス名	定員	内容
障害児通所支援 児童発達支援	10名	未就学児の発声訓練 発声出来るようになるのと並行して「内言」を育成する支援 会話によるコミュニケーションで、社会生活ができるようになる支援。
障害児通所支援 放課後等デイサービス	10名	就学児の発声訓練と「読み・書き・計算」が出来るようにする支援 朗読・紙芝居・絵本等の暗唱と並行してより多くの「内言」を育成する支援 会話によるコミュニケーションで、社会生活ができるようになる支援。

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	5名	9名	14名	
専門職員数	保育士1名	保育士2名	保育士3名	児童発達支援管理責任者1名常勤
	児童指導員4名	児童指導員3名	児童指導員7名	その他指導員3名含む

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	HP・電話より、見学・相談を申し込み。見学のうえで、利用相談をした上で契約します。		
申請窓口開設時間	基本的には、月曜日から土曜日(祝祭日も営業)まで午前9時30分から18時30分まで		
申請時注意事項	認定された内容に基づき、1日の定員は児童発達支援と放課後等デイサービスの合計10名です。 利用に際しては、各行政が発行する受給者証をお持ちください。施設で作成した契約書・重要事項説明書・運営規程等をご確認いただきご利用を受けさせていただきますのでよろしくお願い致します。		
相談窓口	事務局 大河津克範 唐澤夏子		
苦情対応	窓口設置	大河津恵子	
	第三者委員の設置		

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>理念は「世の為、人の為に尽す」です。その目的を「児童・青少年等の健全育成」としました。</p> <p>特に障害児・者の福祉活動に寄与し、同時に人間の心と身体を健全育成出来る人材(指導者)育成を進め、活動を通じて明るい日本の未来を実現したいと願っています。</p> <p>基本方針</p> <p>1、ことばの遅い幼児・児童が楽しく話せるようになる発語・会話は、現実的には発声から始めなければ実現しません。その発声を出来るだけ短期間に実効性に裏付けられた方法で行います。</p> <p>2、発声すれば元気な会話が出来、コミュニケーション能力が高まり生きる意欲と使命を持てます。 提供するサービスを通じて、発声から始まる心の健康と未来を豊かにする幸せづくりを進めます。</p>
<p>特 徴</p>	<p>1、発声がうまく出来ない・声が出せない児童に、発声を促す訓練をして、発語・会話ができるようにする施設です。</p> <p>2、専門の医師に障害が認められ、「療育手帳」を持つ発声のない児童・「療育手帳」は持っていないが発達に心配があり。行政から「受給者証」を受け支援施設を利用又は、利用を考えているご家族の児童に発声を促す訓練で、発語・会話出来るようにしています。そして出来るだけ早く幼稚園・小学校に進み会話によるコミュニケーションが出来て、社会生活・社会活躍するよう支援をする施設です。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>言葉を話し、意思を伝えることは人間として極めて重要なことです。 いかなる障害があっても会話が出来ないことはありません。(発声出来ない身体的障害を除く)</p> <p>ことばの遅い幼児・児童が楽しく話せるようになり会話を實現する為には、現実的には発声から始めなければ出来ません。 問題は、発声を如何に短期間に実効性に裏付けられた方法で行うかにあります。 「こゑ」は、その「発声」に着目し、「全ての児童は発声出来るようになる」という確信を持っています。それは、「最重度知的障害者更生施設」と呼ばれていた施設での発声と朗読・作画支援のを行い、実数で約1000名以上の成人・児童に支援訓練を行い、その大多数が発声し、朗読出来た約20年に及び経験を持っているからです。こうした経験の積み重ねの中で「出来る」確信を得てきました。</p> <p>発声すれば元気な会話が出来、コミュニケーション能力が高まり生きる意欲と使命を持てます。 私たちが提供するサービスは、発声から始まる心の健康と未来を豊かにする幸せづくりです。</p> <p>3歳未満の児童で約1年、5歳未満の児童で約1年6ヶ月で、発声出来る様にし、並行して内言の育成を行います。すると会話する様になります。発声訓練に「飽きて、会話するようになる」と児童発達支援施設を卒業です。健常児と一緒に幼稚園・小学校に進むことが出来るお子さんもいます。最重度で療育手帳を持つ児童の場合は、個性に応じて1～2年程度訓練期間が増えます。</p> <p>就学児は、主に会話によるコミュニケーション訓練。文字・言語概念。数の概念など一般社会で生活できる様に訓練します。内容的には朗読・書き取り・お金の計算・などを中心に、絵画・リトミックなどを組み合わせた指導を行い持っている能力を見出し、個性を大切に、その才能を育成します。「こゑ」は多機能型施設で、1日の定員は合計で10名です。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

評価機関名 コミュニティケア街ねっと

特に力を入れて取り組んでいること(評価の高い点)
「声(こゑ):発声、発語、会話」を通して利用者本位の支援を実施している
個別児童発達支援計画過程を保護者等と共有し実施することで、「声:発声、発語、会話」を通して利用者本位の支援を効果的におこなっている。個別児童発達支援の提供すべき支援、家族支援、地域支援等を児童の将来を見越して取り組んでいる。専門性と個別性の高い支援を効果的に実施して成果を上げていることから、遠隔地からの要望も多く、状況に合わせてオンラインでサービスを提供している。
様々な工夫で利用者の特性に合わせて発声・発語を促す支援に取り組んでいる
就学前の児童の発語や会話を希望する人達を支援している。児童の特性を把握し、絵カード・文字カード・紙芝居・詩・俳句・和歌などを活用して会話でのコミュニケーションが出来るように進めている。簡単な言語の認知や言葉かけなどで発声・発語・会話へと成長するプロセスの確立をおこない、目標が達成出来るように取り組んでいる。また、事業所のホームページやSNS動画サイトで朗読の上演などを通して活動の情報を積極的に発信し、専門性の高い支援の情報を具体的に分かりやすく提供している。
個人情報保護を徹底し、公正、公平、公開性をもって事業運営をおこなっている
個人情報保護を徹底し、インターネットを通じた療育、ホームページ、動画チャンネル(声の伝承)などで、専門性と独自性ある支援内容を公開し、多くの遠隔地の保護者ニーズに対応している。また、児童発達相談や発声・発語トレーニングはSNSを活用しておこなっている。
さらに取り組みが望まれるところ(改善点)
利用者本位の個別児童発達支援とその成果を全国に普及する取り組みが期待される
個別児童発達支援事業所こゑの取り組みを全国に普及する計画的な取り組みが期待される。また、独自カリキュラムやプログラムを計画的OJTや指導者養成に繋げることが望まれる。事業計画にある指導者養成を着実に実現するための具体的な展開を、オンライン、通信教育、対面・実習等を進めることで、更に支援の質の向上に繋げることを期待する。
ヒヤリハットを明瞭化し、気軽に記録に残すことが望まれる
事故防止マニュアルに基づいて安全対策を実施している。事故やヒヤリハットは記録し、原因、分析、改善策を検討して再発防止に取り組んでいる。事故が発生した時は原因・分析などを職員会議や書面で回覧し、事故内容を共有して再発防止策に努めている。今後は事故とヒヤリハットの区分を明瞭化し、ヒヤリハット報告書は職員が気づきを報告しやすい書式にするなどして、小さなヒヤリハットを収集し、検討することで事故防止につなげていくことが望まれる。
非常災害に備えて避難訓練を計画的に実施し、記録することが望まれる
災害時の役割分担、協力医機関や緊急連絡先を整備しており、避難訓練を実施している。昨今は、重大な災害の発生や台風の危険が見込まれる事態が多くある。児童の安全確保のために、地震・火災・風水害などを想定した避難方法など具体的な計画を立て、訓練を実施することが望まれる。また、訓練実施後は振り返りをおこない、記録する事が必要と思われる。

<p>(評価を受けて、受審事業者の取り組み)</p> <p>新生児は日本の宝です。この宝を日本人として立派に育てるのは私たち日本国民の義務です。立派に成長する児童の育成に絶対欠かせない要件は、日本語の取得と伝承です。私たちは、高く評価して頂いた内容を十分噛み締め、日本人として、その責務を果たしていくことで、頂いた評価にたがうことなく全力を尽くして参ります。</p> <p>現在、第2店舗の新設に目処が付き令和3年4月1日開設準備を進めています。新店舗の充実を進めながら、ご指摘いただいた全国展開への展望を目指します。</p> <p>今後の展望として、リモートによる「ノウハウの公開と指導者の育成」「発声・会話を望む家族・児童への個別指導」「将来展望を共有し協力し合える団体・施設との連携」「全国講演会の開催」など、地域・行政ともできる限りの連携を得ながら全国展開への道を拓いて いきたいと思っています。日本の明るい未来を確かなものにする子育て、人材育成に多くの皆様のご協力を頂きますよう宜しくお願いします。</p>
--

福祉サービス第三者評価項目の評価結果（障害者（児）施設・事業所）

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数 *非該当数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	中・長期的なビジョンの明確化	4 事業環境を把握した中・長期計画に基づく事業計画が作成されている。	4	0
				5 事業計画達成のための重要課題が明確化されている。	3	0
				6 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	7 理念の実現や質の向上に意欲を持ち、その取り組みに指導力を発揮している。	3	0
				8 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	3	0
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	9 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0
				10 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			職員の就業への配慮	11 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握できる仕組みがある。	3	0
				12 福利厚生に積極的に取り組んでいる。	3	0
			職員の質の向上への体制整備	13 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、人材育成に取り組んでいる。	4	0
				14 定期的に教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	3	0
		II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	16 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している。	6
17 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4				0	
18 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4				0	
2 サービスの質の確保	サービスの質の向上への取り組み			19 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	1
				20 サービス内容について定期的に評価を行い、改善すべき課題を発見し見直している。	2	0
3 サービスの開始・継続	サービス提供の適切な開始			21 事業所業務のマニュアル等を作成し、また日常のサービス改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	3	1
				22 施設利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
4 個別支援計画の策定	個別支援計画の策定・見直し			23 サービスの開始に当たり、利用者等に説明し、同意を得ている。	3	0
				24 一人ひとりのニーズを把握して個別支援計画を策定している。	4	0
5 実施サービスの質	項目別実施サービスの質			25 個別支援計画の内容は適切であるかの評価・見直しを定期的に実施している。	3	0
				26 利用者のサービス提供に必要な情報が、口頭や記録を通して職員間に伝達される仕組みがある。	3	0
				27 【個別生活支援】日常生活上の支援や生活する力の維持・向上のための支援を行っている。	非該当	非該当
				28 【居住・入所支援】居住・入所施設において、日常生活の支援や生活する力の維持・向上のための支援を行っている。	非該当	非該当
				29 【日中活動支援】利用者が自立した生活を地域で送ることができるよう、日常生活訓練や機能訓練や生活についての相談等の支援を行っている。	非該当	非該当
				30 【就労支援】就労に必要な知識の習得や能力向上のための訓練等を行い、就労の機会の提供を行っている。	非該当	非該当
		31 利用者を尊重したコミュニケーション支援を行っている。	1	4		
		32 利用者の健康を維持するための支援を行っている。	非該当	非該当		
6 安全管理	利用者の安全確保	33 利用者の家族等との連携、交流のための取り組みを行っている。	2	1		
		34 預り金について、適切な管理体制が整備されている。	非該当	非該当		
		35 感染症の発生時などの対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	3	0		
		36 事故などの利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	3	0		
		37 緊急時（非常災害発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	4	2		
7 地域との交流と連携	地域との適切な関係	38 地域や地域関係機関との交流・連携を図っている。	2	2		
計				103	11	

項目別評価コメント

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。 *非該当（提供していないサービス）

項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明文化されている。 ■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念、基本方針、信念等はホームページ、事業計画、チラシ等に明文化し、広く周知している。SNSを活用した支援内容やその効果を公開し、理念や法人の使命の実践が分かりやすく伝えるようにしている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事業計画、事業報告書等の総会関係書類に記載し毎年周知している。また会議や研修等で確認、実行面について話し合っている。議事録や配布資料等にも記載して共有している。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■理念・方針を利用者や家族会等で分かり易く説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者等に分かりやすく理念や方針を伝え、周知している。児童が発声、発語、会話ができるようになるプロセスで事業所の専門性、理念や方針を実感している。</p>	
4 事業環境を把握した中・長期計画に基づく事業計画が作成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉事業の全体や地域動向について、具体的に把握している。 ■事業計画には、環境把握に基づく中・長期計画の内容を反映した各年度における事業内容が具体的に示されている。 ■事業計画は、実行可能かどうか、具体的に計画することによって実施状況の評価を行える配慮がなされている。 ■事業計画及び財務内容を閲覧に供することを明記した文書がある。又は、閲覧できることが確認できる。
<p>(評価コメント)</p> <p>事業環境を分析し、求められるサービス提供を実施し、中長期的な視点で多事業所展開、利用者本位の支援、地域・社会貢献、地域づくり、オンライン展開などを計画化している。また、単年度計画の実践と評価による改善活動がなされ、中長期計画は具体化し、実現可能性をもって作成されている。</p>	
5 事業計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者本位の支援の質の向上を重要課題とし、具体的には「発声できない児童」がより効果的に短期間に発声し、発語会話のプロセスを確立できるようにすることである。専門性と独自性のあるノウハウとスキルを伝承する人材育成も課題であり、計画的な人材確保と育成に取り組んでいる。</p>	
6 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■方針や計画、課題の決定過程が、全ての職員に周知され、一部の職員だけで行われていない。
<p>(評価コメント)</p> <p>日常のコミュニケーションを重視し、会議や毎日のミーティングで話し合い、合意形成を図り事業運営をおこなっている。事業計画や課題解決に向けた取り組みは、年度途中であっても計画に対して問題点等が発生した際には、会議で話し合い計画を見直している。</p>	

7	理念の実現や質の向上に意欲を持ち、その取り組みに指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■管理者は、理念・方針の実現、福祉サービスの質に関する課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■管理者は、福祉サービスの質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 ■運営に関する職員、利用者、家族、地域の関係機関の意見を把握して方針を立てている。
(評価コメント) 支援内容の独自性と専門性の高さから、保護者及び職員による「学ぶ組織体質」の醸成が日常の支援でおこなわれている。保護者、職員全参加の支援の質の向上が、直接児童の成長「発声、発語、会話プロセス」に繋がることから、児童、家族、職員が一体となり、成長感や充実感を得ている。		
8	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■管理者は、経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の面から分析を行っている。 ■管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 ■管理者は、経営や業務の効率化や改善のために組織内に具体的な体制(改善委員会など)を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
(評価コメント) 管理者は、利用者本位の支援、業務効率化、人材育成、情報共有、利用者確保等の経営管理を適切におこない、事業所展開を計画的に実施している。職員が支援を通して人格形成、スキルアップ、専門性向上を図ることができる「働き甲斐のある組織環境」を構築していると思われる。		
9	全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■倫理規程があり、職員に配布されている。 ■従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■倫理(個人の尊厳)を周知を図るための日常的な取り組みが確認できる。
(評価コメント) 就業規則の服務規程に明文化し、個人情報保護、権利擁護等、福祉従事者として守るべき倫理については日常の支援や仕事を通して確認している。		
10	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人事方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 賃金評価制度(キャリアパス)を職位制度、賃金体系、評価基準、教育体系を明文化し、人事方針を定め、職員評価制度をホームページで公開するなど、透明性をもって公平、公正に取り組んでいる。		
11	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握できる仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■定期的に職員との個別面接の機会を設ける等、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
(評価コメント) 就業関係の課題については、日常管理及び個別面談等により把握し、仕組みとして改善すべき事項と個別対応等、臨機応変に対応している。毎日おこなわれるミーティングでは、予定の共有及び職員からの意見が主体的にできるように配慮した運営を心がけている。		
12	福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家を確保している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) 職員の採用、定着、育成が、専門性及び独自性のある支援の継続には重要と考えられ、職員の状況に合わせた対応を実施している。育児、介護休業等一般的な福利厚生は就業規則に記載し実施している。		

13	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■キャリアアップ計画など中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に期待能力基準を明示している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>賃金評価制度(キャリアパス)を体系化し、合理的根拠のある人材育成の仕組みを構築している。日常のコミュニケーションや個別面談では職員一人ひとりの特性に合わせた支援を実施し、優れている点や改善が求められる点等のフィードバックをおこなっている。また資格取得等を奨励しており、特殊技能の習得は積極的に意図的OJTを中心に、人材育成に取り組んでいる。</p>		
14	定期的に教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■常勤及び非常勤の全ての新任・現任の従業者を対象とする当該サービスに関する研修計画を立て実施している。 ■常勤及び非常勤の全ての新任・現任の従業者を対象とする当該サービスに関する個別研修を立て実施している。 ■事業所全体として個別の研修計画の評価・見直しを実施している。
<p>(評価コメント)</p> <p>定期的に技能、教育研修を実施し、職員個別の課題解決に向けた取り組みを実施している。専門的な朗読技術の向上や児童個別に合わせた作画能力向上研修など、実践的な研修も計画化している。</p>		
15	職員の働き甲斐や職場の信頼関係の向上に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針や目標の共有化のため会議等の場で実践面の確認等を行い、職員の理解を深めている。 ■職員の意見を尊重し、創意・工夫が生れやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者本位の支援を通じて保護者及び職員間の信頼関係を構築し、児童の成長を通して、働き甲斐や存在意義を実感している。利用者の発声、発語、会話等、日常の変化や小さな違いを確認することで支援の効果を体感している。また、保護者と共に、共通目的達成のために最善を尽くす組織体質が職員の意欲向上に繋がっている。</p>		
16	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■憲法、障害者基本法、障害者権利条約等の基本的な考え方を研修をしている。 ■日常の支援では、個人の意思を尊重し、一人ひとりの価値観や生活習慣に配慮した支援をしている。 ■職員の不適切な言動、放任、虐待、無視などが行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった利用者がある場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。 ■日常の支援では利用者のプライバシーに配慮した支援をしている。 ■利用者の羞恥心に配慮した支援をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>権利擁護については、研修及び会議で確認し、保護者と連携しながら児童の権利及び意思を尊重した支援に努めている。児童発達支援事業所として児童発達支援自己評価を実施し、職員及び保護者からの評価、意見を集計、分析したうえで適切な対応に努めている。</p>		
17	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレット等に掲載し、また事業所内に掲示し周知を図っている。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に対して研修等により周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護法に則り、個人情報保護、守秘義務についての基本事項を日常的に確認、実施している。ホームページ、利用契約書、重要事項説明書、運営規程等に個人情報保護、守秘義務について記載し、公開している。児童及び保護者に文書(個人情報使用同意書)にて同意を得たうえで、医療機関等の関係機関に、必要に合わせて情報開示している。</p>		
18	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい環境を整備している。 ■利用者又はその家族等との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>児童及び保護者へのアンケートを2か月に1回実施し、その内容をホームページで公開している。児童及び保護者とのコミュニケーションを大切にし、意向要望を把握し専門的な視点のアドバイスもおこなっている。事業所内支援と家庭内の様子や変化等を共有し、把握した課題解決に向けて話し合い、信頼関係を築いている。</p>		

19	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■重要事項を記した文書等利用者等に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され、説明のうえ周知を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■事後処理に関しては、当該利用者又はその家族等に対して説明し納得を得ている。 □第三者の訪問による権利擁護(オンブズパーソン)制度を整備している。
<p>(評価コメント)</p> <p>「重要事項説明確認書」に要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口を事情所相談窓口と事業所外相談窓口を記載している。重要事項説明書にはサービスの概要や利用料金、苦情申立先、協力医療機関名、非常災害時の対応などが記載されている。定期的に第三者が訪問し、職員及び保護者の意見を聞いたり、場面観察からの現状把握もよいと思われる。</p>		
20	サービス内容について定期的に評価を行い、改善すべき課題を発見し見直している。	<ul style="list-style-type: none"> ■事業所全体としてサービスの質や介護方法を検討する会議があり、改善計画を立て実行している記録がある。 ■事業所全体としてサービス内容を検討する会議の設置規程等又は会議録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎日のミーティングや毎月の会議を実施し、議事録等を残している。利用者本位の児童発達支援が提供できるように、個別支援計画を作成し、支援記録に記録し、支援会議を開催してモニタリングや支援計画の見直しをおこなうなど、支援過程が適切に実施されるように取り組んでいる。</p>		
21	事業所業務のマニュアル等を作成し、また日常のサービス改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 □分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成・見直しは職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>通常業務、専門的支援、個別支援等を標準化し、「チェックリスト」「評価の視点」「行動選択のポイント」「捉え方、感じ方、考え方」など目的に合わせた支援の可視化が望まれる。また、科学的根拠と感覚的証拠に基づく対応方法の選択肢の記載が、人材育成の目的を含めて明文化されることが期待される。</p>		
22	利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学への対応について、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ及び見学の要望に対応し、個別利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>パンフレットやホームページ等で、発語の遅い児童向けに発声・会話トレーニングの呼吸の方法や紙芝居・朗読などを聞いて長文に慣れるなど、発声訓練の内容を詳細に伝えている。問い合わせや見学は随時、管理者が対応している。また、見学に際しては体験見学を基本としており、児童の発達や行動状態の特徴から、その場で児童の変化を感じることが出来るように丁寧に対応している。初めて体験した児童がその場で発声できることもある。</p>		
23	サービスの開始に当たり、利用者等に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■サービス提供内容や重要事項説明書等は、分かりやすい資料となるように工夫している。 ■サービス提供内容、日常生活の決まりごと、重要事項等を分かりやすく説明している。 ■サービス提供内容や利用者負担金等について利用者の同意を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>契約に当たり重要事項を家族に分かりやすく説明し、「重要事項説明確認書」を取り交わしている。重要事項説明書にはサービスの概要や利用料金、苦情申立先、協力医療機関名、非常災害時の対応などが記載されている。特に利用料においては、障害児通所給付費対象サービス内容と障害児給付対象外サービスを分かりやすく明記し、保護者からの同意を得ている。</p>		
24	一人ひとりのニーズを把握して個別支援計画を策定している。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者及びその家族の意向、利用者の心身状況、入所前の生活状況等を定められた手順に従ってアセスメントを行っている。 ■利用者一人ひとりのニーズや課題を明示する手続きや様式を工夫し記録している。 ■当該個別支援計画に係る職員が連携し、多角的な視点より計画が検討されている。 ■計画は利用者や家族等に説明し同意を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>契約時に、現在受けている支援や知的、言葉などの発達状況、日常生活、対人関係や行動障害のコミュニケーションなど、児童の状況を聞き取り、アセスメントをおこなっている。聞き取りをしたアセスメントは、発声・発語・会話などの総合的な支援内容に反映し、個別支援計画を策定している。また、児童を取り巻く環境の変化や特徴が見られた場合は、その都度、保護者に支援方針を説明し、理解を深めてもらうように努めている。</p>		

25	個別支援計画の内容は適切であるかの評価・見直しを定期的に行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■当該個別支援計画の見直しの時期を明示している。 ■見直しはサービス提供に係わる職員全員の意見を参考にしている。 ■容態の急変など緊急見直し時の手順を明示している。
(評価コメント) 個別支援計画は目標の根拠・希望的に見通し出来る支援目標の内容4期(導入期・定着期・訓練期・移行期)を記載している。計画は半年に1回職員が参画のもとで作成・見直し、保護者に内容を説明して同意欄に署名を得ている。また、児童の状況の変化もあり得るので、柔軟に対応している。		
26	利用者のサービス提供に必要な情報が、口頭や記録を通して職員間に伝達される仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■計画の内容や個人の記録を、支援を担当するすべての職員が共有し活用している。 ■個別支援計画の実践に向け、具体的な内容の工夫が見られる。 ■申し送り・引き継ぎ等により、利用者に変化があった場合の情報を職員間で共有している。
(評価コメント) 児童に関する情報は毎日職員が出勤時に確認している。日々の記録を個別支援計画のモニタリングの資料とし、月1回の月例会議で児童の情報・支援方法や目標達成優先順位などを話し合い、個別支援計画の実践に繋げている。必要な確認や周知は朝のミーティングでおこない、申し送りノートに必要な事項を記入して全職員がチェックして、児童や保護者の情報を共有している。		
27	【個別生活支援】 日常生活上の支援や生活する力の維持・向上のための支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> *個別支援計画に従って利用者の主体性を尊重した生活支援を行っている。 *重度の障害者に利用者の主導による個別の包括的・継続的な生活支援を行っている。 *食事、入浴、排泄等の支援は、利用者の状況やペースに合わせて行っている。 *身体介護、家事支援、移動支援等は、利用者の状況やペースに合わせて行っている。
(評価コメント) 非該当		
28	【居住・入所支援】 居住・入所施設において、日常生活の支援や生活する力の維持・向上のための支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> *食事、入浴、排泄等の支援は、利用者の状況やペースに合わせて行っている。 *利用者が安定した睡眠をとる事が出来るよう支援を行っている。 *生活環境の整備をしている。 *利用者が暮らしの幅を広げることができるよう、様々な体験の場を提供している。 *日中サービス事業者と連携し、利用者一人ひとりに応じた支援を行っている。
(評価コメント) 非該当		
29	【日中活動支援】 利用者が自立した生活を地域で送ることができるよう、日常生活訓練や機能訓練や生活についての相談等の支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> *地域で安定した生活を送ることができるよう、継続して相談等の支援や関係機関との調整を行っている。 *利用者が意欲的に目標とする力を身につけることができるよう工夫している。 *利用者が趣味や創作活動等を通じて社会参加活動が出来るよう取り組んでいる。 *自立した生活に向けて、利用者一人ひとりに応じた日常生活訓練や機能訓練を行っている。
(評価コメント) 非該当		
30	【就労支援】 就労に必要な知識の習得や能力向上のための訓練等を行い、就労の機会の提供を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> *利用者が自発的に働く意欲を持てるような取り組みを行っている。 *生活リズムや社会人としてのマナーの習得等の支援を行っている。 *職場見学や実習等、職場にふれる機会を取り入れた支援を行っている。 *働くうえで必要な知識の習得及び能力向上のための支援を行っている。 *賃金等のしくみについて、利用者公表し、わかりやすく説明している。 *商品開発、販路拡大、設備投資等賃金アップの取り組みを行っている。
(評価コメント) 非該当		

31	利用者を尊重したコミュニケーション支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者のコミュニケーション能力を高めるため、サービス実施計画や支援計画を策定し実行している。 □意思伝達に制限のある人の場合、日常的な関わり合いを通じてその人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認に心がけている。 □意思伝達に制限のある人の場合、個別のコミュニケーション手段の検討とそれに基づく支援がなされている。(コミュニケーション機器の用意を含む) □意思伝達に制限のある人の場合、担当職員・ソーシャルワーカー・臨床心理士等の連携により、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努力している。 □必要性や要望に基づいて、コミュニケーションの取れる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れている。
(評価コメント) 就学前の言葉が出ない児童や会話が難しい児童の支援をしている。絵カード・文字カード・紙芝居・詩・俳句・和歌などを活用して会話でのコミュニケーションにつなげるよう進めている。簡単な言語の認知や言葉かけなどで発声・発語・会話へと成長するプロセスを確立し、目標が達成出来るように取り組んでいる。また、事業所のホームページやSNS動画サイトで朗読の上演など活動の情報を積極的に発信し、専門性の高い支援を具体的に分かりやすく提供している。		
32	利用者の健康を維持するための支援を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> *健康維持のための、体調変化時の対応、服薬管理、摂食・嚥下障害のケア、口腔ケア、褥そう予防等のマニュアルを整備し、適切に実施している。 *利用者の健康状態に注意するとともに、利用者からの相談に応じている。 *健康状態の情報を、必要に応じて家族や医療機関から得ている。 *通院・服薬・バランスの良い食事の摂取について助言や支援を行っている。
(評価コメント) 非該当		
33	利用者の家族等との連携、交流のための取り組みを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> □利用者の家族に対し定期的及び随時の状況報告書の提出又は連絡を行っている。 ■利用者の家族の参加できる懇談会、家族会等を実施し、意見を聞いている。又は利用者等の家族との連絡帳等で双方向の意思伝達をしている。 ■利用者の家族への行事案内又は参加が確認できる行事を実施している。
(評価コメント) 半年に1回家族にアンケートを実施し、意見や要望を把握している。連絡帳を用いて情報交換をしながら、保護者と意思疎通を図っている。保護者支援として、施設長が「子どもの発声・会話」の講習会を開催している。今後は、保護者同士が困り事などの情報交換をしたり、他の児童の様子を知ることで相互理解を深める取り組みも期待したい。		
34	預り金について、適切な管理体制が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> *利用者の預り金については、その取り扱い規約を定め、責任の所在を明確にしている。 *金銭等の自己管理ができるように配慮されている。 *自己管理ができる人には、金銭等を保管する場所と設備を提供している。 *自己管理に支援を必要とする人には、小遣い帳を活用するなどして、自己管理に向けた学習を支援している。 *金銭管理技能を含む経済的な対応能力を高めるための学習プログラムが用意されている。
(評価コメント) 非該当		
35	感染症の発生時などの対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関するマニュアル等を整備している。 ■感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する研修を実施している。 ■感染症及び食中毒の発生事例、ヒヤリ・ハット事例等の検討している。
(評価コメント) 感染症のマニュアルを整備している。また、管理者が看護師を兼務し、日常的に感染予防策として、大人はマスク着用、手洗い、うがいなど衛生管理がおこなわれており、入室して直ぐに手洗いうる事を徹底している。また、室内、用具、イス、机などの清掃消毒を徹底している。嘔吐・下痢の処理方法も職員研修で実施し、周知徹底して感染防止を図っている。		

36	事故などの利用者の安全確保のためにリスクを把握し、対策を実行している。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故の発生又はその再発の防止に関するマニュアル等を整備している。 ■事故事例、ヒヤリ・ハット事例等の原因を分析し、再発予防策を検討し実行している。 ■事故の発生又はその再発の防止に関する研修を実施している。
(評価コメント) マニュアルに基づいて安全対策を実施している。事故やヒヤリハットは記録し、原因、分析、改善策を検討して再発防止に取り組んでいる。事故が発生した時は原因・分析などを職員会議や書面で回覧し、事故内容を共有して再発防止策に努めている。今後は事故とヒヤリハットの区分を明瞭化し、ヒヤリハット報告書は職員が気づきを報告しやすい書式とするなど、たくさんの情報を収集し検討することで事故防止につなげていくことが期待される。		
37	緊急時(非常災害発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>非常災害時の対応手順、役割分担等について定められたマニュアル等を整備し、周知を図っている。 ■非常災害時に通報する関係機関の一覧表等を整備している。 ■非常災害時の避難、救出等対応に関する研修・訓練を実施している。 <input type="checkbox"/>地域の消防団、自治体等との防災協定を結んでいる。 ■非常災害時のための備蓄がある。 ■主治医、提携先の医療機関及び家族、その他の緊急連絡先の一覧表等を整備している。
(評価コメント) 災害時の役割分担、協力医機関や緊急連絡先を整備し、避難訓練を実施している。また、災害時備蓄品も用意している。昨今は、重大な災害の発生や台風の危険が見込まれる事態が多くある。児童の安全確保のために、地震・火災・風水害なども想定して具体的な計画を立て、避難(想定)訓練を実施することもよいと思われる。また、訓練実施後は振り返りをおこない、記録する事も必要と思われる。		
38	地域や地域関係機関との交流・連携を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域との交流行事、地域資源の活用等利用者が地域の一員として生活出来るように支援している。 <input type="checkbox"/>ボランティアの受け入れ体制やマニュアル等が整備されている。 <input type="checkbox"/>実習生の受け入れに関する基本的な考えを明示、体制を整備している。 ■地域の社会資源等の情報を収集し、利用者に提供し活用している。
(評価コメント) 施設長が地域交流として、神社や子育て支援センター、子ども会などで紙芝居やお話などを上演している。事業所のホームページやSNS動画サイトでも朗読の上演などを通して活動の情報を積極的に発信している。今後の活動がさらに拡大出来るように、実習生などの受け入れを検討してもよいと思われる。		